

# 道路位置指定申請前の申請者による事前チェックリスト

## 1. 申請時に必要となる前提条件

チェックポイント			チェック	指定の 取扱い 基準※
			事前確認	
1 道路管理	ア. 道路管理者	指定時のみでなく、将来も責任をもって、道路の維持管理をできる者が選定できるか。		-
2 承諾	ア-① 申請に係る道路となる土地の所有者等（転回広場含む）	当該土地の登記簿記載のある所有者等が現存していることを確認しており、かつ、当該人から承諾が取れることを確認しているか。 又は、相続人の範囲が明確になっており、当該相続人全員から承諾が取れることを確認しているか。  所有者等は、所有権の他、対抗要件を備えた借地権若しくは登記された権利を有する者又はこれらの権利に関する仮登記等の登記名義人をいう。  当該土地が共有物件の場合は、権利を有する全員に対して上記を確認しているか。		I-3 (1) ア
	ア-② 申請に係る道路となる土地にある建築物若しくは工作物の所有者等（転回広場含む）	当該建築物若しくは工作物の登記簿記載のある所有者等が現存していることを確認しており、かつ、当該人から承諾が取れることを確認しているか。 又は、相続人の範囲が明確になっており、当該相続人全員から承諾が取れることを確認しているか。  所有者等は、所有権の他、対抗要件を備えた借地権若しくは登記された権利を有する者又はこれらの権利に関する仮登記等の登記名義人をいう。  当該建築物若しくは工作物が共有物件の場合は、権利を有する全員に対して上記を確認しているか。		I-3 (1) ア
	イ 申請に係る道路となる土地に沿接する土地の所有者（転回広場への沿接も含む）	当該土地の登記簿記載の権利者が現存していることを確認しており、かつ、当該人から承諾が取れることを確認しているか。 又は、相続人の範囲が明確になっており、当該相続人全員から承諾が取れることを確認しているか。  当該土地が共有物件の場合は、権利を有する全員に対して上記を確認しているか。		I-3 (1) イ
	ウ 上記（イ）の土地にある建築物若しくは工作物の所有者	当該物件の登記簿記載の権利者が現存していることを確認しており、かつ、当該人から承諾が取れることを確認しているか。 又は、相続人の範囲が明確になっており、当該相続人全員から承諾が取れることを確認しているか。  当該土地が共有物件の場合は、権利を有する全員に対して上記を確認しているか。		I-3 (1) イ
	エ 申請に係る道路が私道に接続する場合、当該私道の土地の所有者  私道は建築基準法第42条の規定による道路に限る	当該土地の登記簿記載の権利者が現存していることを確認しており、かつ、当該人から承諾が取れることを確認しているか。 又は、相続人の範囲が明確になっており、当該相続人全員から承諾が取れることを確認しているか。  当該土地が共有物件の場合は、権利を有する全員に対して上記を確認しているか。		I-3 (1) ウ
	3 接続先道路	ア 申請に係る道路の土地が接続することとなる他の道路	申請に係る道路の土地が接続することとなる左記の「他の道路」は、建築基準法第42条第1項又は第2項に規定の道路であること、原則通り抜けであること、及び当該道路の幅員を確認しているか。 また、当該道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路である場合は、当該道路を指定する権限を有する特定行政庁に当該道路種別を確認しているか。	
4 開発区域内外	ア 都市計画法第29条第1項の規定による開発許可との関係	申請に係る道路の土地は、都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けなければならない土地の区域内にないことを確認しているか。		I-4
5 地区計画等との関係	ア 申請に係る道路の土地は、地区計画等の区域内か否か	申請に係る道路の土地が、地区計画等の区域内である場合は、当該地区計画等所管機関と下記事項について連絡調整しているか。 ・申請に係る道路の配置、規模及びその区域		I-6

＜裏面へ続く＞

## 2. 技術基準

チェックポイント		チェック	指定の 取扱い 基準※
		事前	
1 起点	道路の起点は接続する既存道路との境界線となっているか。		-
	接続する既存道路との接続部分は取扱いよく処理されているか。		
2 延長	<p>延長の測り方は基準の通りとなっているか。</p> <p>袋路状道路の場合で幅員6m未満の場合は、※延長が35m以内となっているか。 延長が35mに近い場合、上記1の起点の計測や延長の計測に誤りがないか確認しているか。 延長が35mを超える場合は、終端及び区間35m以内ごとに基準に適合する回転広場が設けられているか。 ※延長が35m以内：接続先道路が立止まり道路の場合は当該道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含むこととし、申請予定の位置指定道路の幅員が6m未満の場合で回転広場を設けない場合に適用</p>		II-1
3 幅員	位置指定道路の幅員は4m以上とし、一部でも4mの道路幅員が欠損する部分はないか。 幅員の取り方は基準の通りとなっているか。		II-2
4 水路	位置指定道路の周辺に水路や建築基準法第42条第2項の規定による道路がある場合の水路の取扱いは、基準の通りとなっているか。		II-3
5 隅切り	隅切りは、基準の通りとなっているか。		II-4
6 構造基準	道路の縦断勾配は12パーセント以下か。		-
	道路面はぬかるみとならない構造であるか。 (アスファルト舗装、コンクリート舗装などが望ましい。)		-
	道路の路肩は崩壊する恐れはないか。 (必要に応じ、土止め、擁壁等が設けられているか。)		-
	側溝は、位置指定道路の両側に設けられているか。 当該側溝は、位置指定道路及びこれに接する敷地の排水に必要な大きさであるか。		II-7
7 階段状道路	やむを得ず階段状とする場合は、基準の通りとなっているか。		II-5
8 回転広場	回転広場は、基準の通りとなっているか		II-6
隣接地の承諾が取れない場合の位置指定道路の位置 9	位置指定道路の隣接地の承諾が取れず、やむを得ず隣接地境界線から離して位置指定道路を設ける場合は、基準の通りとなっているか。		II-8

(その他特記すべきこと)

※県で定める上記の取扱い基準の詳細は下記アドレスから確認できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/184206/210330toriatukai-syuusei.pdf>